

平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日

平成 2 7 年第 4 回 岬町 議会 定例会

第 3 日 会議録

平成27年第4回(12月)岬町議会定例会第3日会議録

○平成27年12月18日(金)午前10時45分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番	坂原正勝	2番	辻下正純	3番	和田勝弘
5番	道工晴久	6番	松尾匡	7番	反保多喜男
8番	田島乾正	9番	奥野学	10番	出口実
11番	竹原伸晃	12番	小川日出夫	13番	中原晶

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田代堯	企画政策監	西啓介
副町長	中口守可	水道事業理事	鶴久森敦
副町長	種村誠之	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事	岸野行男
教育長	笠間光弘	しあわせ創造部 理 事	串山京子
まちづくり戦略室 長兼町長公室長	保井太郎	都市整備部理事	家永淳
総務部長	古谷清	都市整備部理事	河合敦巳
財政改革部長	四至本直秀	財政改革部副理事 兼財政課長	相馬進祐
しあわせ創造部長	古橋重和	しあわせ創造部副理事 兼住民生活課長	波戸元雅一

都市整備部長 木下 研一

都市整備部 吉田 一誠
観光交流課長

教育次長 廣田 節子

危機管理監 中田 道徳

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 岸本 保裕

議会事務局課長代理 増田 明

○会 期

平成27年12月1日から12月22日（22日）

○会議録署名議員

9番 奥野 学 10番 出口 実

議事日程

日程1

三常任委員長報告

(午前10時45分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまから、平成27年第4回岬町議会定例会3日目を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時45分です。

本日の出席議員は全員、12名でございます。

出席者が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより、本日の会議を開きます。

○道工晴久議長 日程1、三常任委員長報告を行います。

過日12月2日の本会議において事業、厚生、総務文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で慎重に内容の審査をしていただいたその結果を、三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、和田勝弘君。

○和田事業委員会委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をします。

12月2日の本会議において、本委員会に付託されました6件の議案については、12月4日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

議案第79号、平成27年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答・賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第81号、平成27年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件については、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第83号、平成27年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第87号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致

で可決されました。

議案第88号、損害賠償の額の決定及び和解の件については、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第94号、岬町営住宅条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑応答・賛成討論があり、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された6議案について、私の委員長報告を終わります。

○道工晴久議長 事業委員長の報告が終わりました。

それでは、事業委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、出口 実君。

○出口厚生委員会委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

12月2日の本会議において、本委員会に付託されました8件の議案については、12月8日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、先日皆さんにこの議事録を配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第79号、平成27年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答・賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第80号、平成27年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第82号、平成27年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件については、委員会記録のとおり、質疑応答・賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第84号、岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定の件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第85号、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第86号、阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第92号、岬町立保育所条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第93号、岬町国民健康保険条例及び岬町介護保険条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された8議案について、私の委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○道工晴久議長 厚生委員長の報告が終わりました。

それでは、厚生委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、中原 晶君。

○中原総務文教委員会委員長 総務文教委員会委員長報告を行います。

12月2日の本会議において、本委員会に付託されました4件の議案については、12月9日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

議案第79号、平成27年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第89号、岬町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定する件については、委員会記録のとおり、質疑応答・賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第90号、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第91号、岬町税条例等の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された4議案について、私の委員長報告を終わります。

訂正をさせていただきます。

4つの議案について報告をさせていただきましたが、1つ目の議案第79号について読み間違えましたので訂正をいたします。議案第79号は、平成27年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件でございまして私先ほど第1次と誤って申し上げたようでございますので、この場をおかりして訂正させていただきます。失礼いたしました。

○道工晴久議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

それでは、総務文教委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから議案第79号、平成27年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件について討論を行います。

討論ございませんか。

○竹原伸晃議員 賛成ですけど。

○道工晴久議長 反対の方ございますか。

ございませんか。

それでは、竹原議員どうぞ。

○竹原伸晃議員 議案第79号の補正予算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

委員会審議並びに傍聴なりに参加させていただきまして、二つの事案がございます。

一つは、地方創生総合戦略事業費において深日港の観光案内施設の中身について議論いたしました。

また、その中で全体の計画が見えてくる内容であったこと、詳細につきましては委員会記録でもされておりますけれども、原課にて一生懸命取り組んでいただいている、その予算の使い方についても柔軟に対応していただけるのかな。これからの岬町の活性化の玄関口でございます深日港について活性化の道筋が見えてきた、この内容であったかのように思います。

二つ目が、都市計画総務費の備品購入費、このバス購入の約4,200万円について、これは私の立場としては少し苦しいところではあるんですけども、全体の事業が見えない中の予算計上

についてはいかがなものであるかと思うのです。

後日、12月22日に提出される議案によって審議されるというところでございますが、本日は補正予算というところの計上のため、これが可決しておかないと次に進めないという事情もあり、賛成する立場でございます。

以上、賛成討論とさせていただきます。

○道工晴久議長 次に、中原 晶君。

○中原 晶議員 平成27年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件について、賛成の立場から討論をいたします。

本補正予算においては、全体として必要な予算が計上されていると認めるものであり、地方創生の補助金を積極的に活用するなど、評価できる内容を多く含むことから賛同するものであります。

来年度以降のコミュニティバスの購入費が計上されており、運行の空白をつくらないために尽力されていることについては労をねぎらいたいと考えるものでありますし、厚生委員会の質疑を通じて、買い物や通院、通勤、通学など住民の足として欠かせない存在となっていることも考慮し、現在の運行を維持しながら、さらに充実させようとする町の姿勢を感じたところであります。

南海電鉄と競合するルートもありますが、停車位置については現行の停留所を基本にする方向性が示されており、ご高齢の利用者の実態を考えるときめ細かな配慮がなされたものと認めるものであります。

支線のデマンド運行の計画については、従来どおりの定時定路線を維持する考えが示されたところであります。

厚生委員会では、デマンド運行による経費抑制効果が不透明であること、また、デマンド型にはなじみがなく、利用者にとっては利用しづらいことなどが理由として挙げられましたが、定時定路線を継続することは住民の願いに応えるものと前向きに評価いたします。

運行経費については、従来以上の経費が必要になる可能性が示されましたが、福祉的な要素が含まれる事業であることから、無駄があるとするならば削るのは当然であります。運行に必要な経費を増額するのは地方自治体としての当然の姿勢であるものと考えます。

住民の足を守るためにさまざまな努力を重ねてもなお増額せざるを得ないという結論に達したならば、それは町長の一つの英断であると評価する立場です。

バスの来年度以降の運行には、まだクリアしなければならない作業と運行上の課題が残されておりますが、住民の利益を守り願いに応える立場で担当される職員の方には健康に十分ご留意い

ただきながら引き続きご努力いただくこととあわせて、バス運行のさらなる充実を改めて求めるものであります。

事業委員会において、町道舗装修繕工事の計画が説明をされ、要望の高い箇所を思い切って舗装修繕する計画が示されたところでもあります。

今回は規模の大きな箇所も計画されていますが、住民の願いに応えたものと認めるものであり、安全な工事の完了を願うものであります。

こども医療費の財源においては、国と大阪府が相当の責任を果たしていないもとで岬町としての努力を払う姿勢も大いに評価するものであります。

厚生委員会において、関係機関に対して必要な財源措置を求めることも語られましたが、引き続き要望を重ねることを改めて求めます。

今回の補正予算においては、職員給与の独自カットが計上されていることから、手放しで喜べるものではありませんが、コミュニティバスの運行を維持、充実させようという姿勢を前向きに評価して本補正予算に賛同するものであります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 ただいま三常任委員長報告があったんですけども、今回の補正予算につきましては、やはり、まず事業の優先順位、これを踏まえた議案提出と思うんですけども、一番気になりますのは、先ほど委員からの賛成討論の中にもあったんですけども、やはり補正予算を賛成しなくては、直接住民の日常生活にかかわってきます。

ということで、今回はバスの問題につきましても、この補正を通さなくては来春のバス運行は当然だめということですので、これは予算については当然賛同すべきものでありますけども、しかし、もろ手を上げて賛成するものではありません。

一つ誤解のないようお願いしたいのは、やはり、この予算は通しますけども、今までの運行では恐らく財政的に大変と思うんです。ということは、暫定的に運行を認めますけども、しかし運行しながら、今後、不必要であった部分、そういう路線の改革、これをしていただかないと、また同じような町の負担金を継続していくということになりますので、まず、一つお願いしたいのは、公共事業について、ほかの事業委員会の部分についてもいろいろあるんですけど、特にこのバスの問題についてはなくてはならない事業ですけども、しかしながら、受益者負担、税の公平さ、これをちょっと考えてほしいんですね。

やはり、幾ら利用する方が町の仕事やと、100%町がせんかいと、そういう考えの方が一部あるとするならば、それは間違ってますよと。やはり、この日常生活で行政がすべき立場、こ

これは行政はサービスですけども、100%サービスすべきじゃないと思うんですわ。

公共下水にしても何にしても、結局、受益者というのは、やはり負担すべき義務があります。行政というのは事業サービスする義務があります。そして、民間が入れば事業主はやはり利益を得んと運行できません。

ということで、三者がお互いに腹を痛めて理解しないと、今回、バス会社が撤退した理由は十分わかっていると思うんです。やはり、行政というのは幾らでもお金を生む、そういうのを持っていないので、事業者もバス運賃を上げていただきたかった。そして、利用者も受益者負担ということで、やはり事業者が運営できるような立場を理解してバスに乗ってほしいと。

結果的に言いますと、100円では維持できなかったということですので、やはり運賃を値上げしていただいて受益者が応分の負担をすればこういうことがなかったはずですよ。

ということで、今回、暫定的に運行していただくんですけども、過去のダイヤでは到底だめと思うんです。ですから、バスの運賃の値上げも頭に入れていただいて、そして路線の縮小、そして枝線のデマンドバスを運行するんかしないかわかりませんが、やはり、それは受益者負担でいろいろ考えていただかないと、何もかも町が負担すると、そういうことになっては財政がもたないと思いますし、また、私どもがそういうことを賛成していけば、当然、財政が破綻した場合、議会が許可したん違うのかと、こういうつけが回ってくるのは甚だ迷惑な話ですので、今回の三常任委員会の補正予算については、もろ手を上げての賛成じゃないんですけども、やっぱり住民さんのことを考えれば、当然、行政としてやるべき優先順位があるということで認めて補正を認めたいと、かように思いますので、誤解のない賛成をしたいと思います。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第79号、平成27年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件について、起立により採決します。本件についての三常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。三常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第80号、平成27年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第80号、平成27年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件について、起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第81号、平成27年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第81号、平成27年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件について、起立により採決します。本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 満場一致であります。よって、議案第81号は可決されました。

続いて、議案第82号、平成27年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)について、討論を行います。

討論ございませんか。

中原議員、賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、中原議員、どうぞ。

○中原 晶議員 平成27年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)の件について賛成の立場から討論に加わりたいと思います。

厚生委員会において意見を添えて賛同したところではありますが、この場でも改めて申し上げたいと思います。

委員会質疑において、本年8月からの介護保険制度改定による影響が確認をされましたが、従

前であれば1割負担だった利用者のうち、所得が一定以上の方に2割負担を強いるものとなり、介護認定者数1,380人のうち108人に上る利用者に負担増を押しつけるということが示されたところであります。

一定以上の所得と判断された方々は、決して大金持ちではありません。今回の制度改定は社会保障費抑制のための国のご都合主義というよりほかはなく、制度改悪は今回の事柄にとどまりません。

利用者に負担増を押しつける予算には反対であります。担当課の日常からの努力は認めるところでありますし、国会における制度改定に起因するものであることから本補正予算には反対はいたしません。

介護保険制度の限界はありますが、町独自の努力を改めてこの場でも求めて討論といたします。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第82号、平成27年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)の件について、起立により採決をいたします。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第82号は可決されました。

続いて、議案第83号、平成27年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第83号、平成27年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件について、起立により採決します。本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第84号、岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定の件について討論を

行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第84号、岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定の件について、起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第84号は可決されました。

続いて、議案第85号、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第85号、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件について、起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第86号、阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件について討論を行います。

討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、中原議員、どうぞ。

○中原 晶議員 阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件について討論に参加します。

障害者福祉サービスが運用される基本となる法律である総合支援法については、制定の経緯や内容に承服しがたい事柄が含まれると考える立場であります。委員会質疑において当事者や関係者からの苦情は寄せられていないことから、今回は本件に反対するという立場はとりません。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで討論を終わります。

これより議案第86号、阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件について、起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第87号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件について討論を行います。

討論ございませんか。

中原議員、賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 私は反対です。

○道工晴久議長 では、中原議員どうぞ。

○中原 晶議員 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件について、反対の立場から討論に参加いたします。

本件は、四條畷市、太子町、千早赤阪村の3団体が水道事業の経営に関する事務を追加し、水道事業の統合を進めるというもので、基本的には各団体の判断を尊重すべきものとする立場であります。

しかしながら、この動きは府下の各団体にも広がることから、岬町にとってのメリット、デメリットを今後十分に検討することが必要であり、先行きが不透明であることから現時点では賛成しがたいと考えるものであります。

○道工晴久議長 続いて、竹原議員。

賛成ですか、反対ですか。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○道工晴久議長 どうぞ。

○竹原伸晃議員 議案第87号につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

この議案につきましては、事業委員会でも多くの時間をかけていただきました。といいますのは、この議案、四條畷市、太子町、千早赤阪村の協議でございますが、今後、岬町がどのように考えられているのか聞けるよい機会になったからです。

理事者側の答弁としましては、今後の岬町の水道事業をどのようにしていくのか検討する中、企業団との統合に向けて検討する協議に関する覚書を締結するだけで、入る、入らんに限らず費用負担をそちらの企業団に資料を出していただける、そのシミュレーションを始める検討資料を出していただくために前に向いて進むのではないかと考えておまして、私が常に言ってます行政の効率を保つために広域化を進めるべきではないかといった方向性ととても合っております。

内容につきましては、岬町はどうするという内容は後ですけども、この議案について広域事業を進めるといった観点、いい方向だなと思っておりますので、賛成とさせていただきます。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。田島議員。

○田島乾正議員 反対の立場から討論を述べておきたいと思えます。

この部分については、やはり広域でこういう水道事業をするのはいいことと思うんです。しかしながら、今回の規約の改正の中で、3条の部分については水道事業の経営に関する事務的なことをうたってるんですけど、これについては何ら問題ないと思えます。

ただ、5条の部分で企業団の議会の議員の定数は33人とすると、この企業団の定数、加盟しているのは33名以上あるわけですね。

ということで、そしたら広域企業団の会議に出席できるのは33名の企業団だけですわね。外れた企業団、俗に地方自治の各自治体の中では発言ができないわけですね。発言できなかつたら誰に委ねるんだと。当町も結局、水道事業もありますし、その部分についてはどういう発言をしたらいいんかと。

他の企業団の議員に岬町の水道事業の部分について、この部分については例えば工業用水が何やと、泉南までしか入ってないと。この部分については工業用水引いてくれと。でないと、当町は跡地利用についても企業が来ないんやと。そういう要望すらできない状態ですね、33名であれば。

これは、私は納得できないということで、この提案については反対の意見を述べておかないと。もし、恐らくどこかに委ねるんでしたら、泉州やったら泉州のブロックの中の代表が企業団で会議すると思うんです。

そんなもの、ブロックで代表で出す自体が広域事業ではおかしいですね。消防についても3市3町でやっていますし、いろんな部分でもやっていますので、広域的な事業というのはやはり小さかろうと大きかろうと自治体の議会の議員の定数を入れていただければ、やはり賛否の判断できないと。

そういうことを踏まえたら、今回の提案は私は余り好ましくないということで反対の意見を述べておきます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第87号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件について、起立により採決します。本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第87号は可決されました。

続いて、議案第88号、損害賠償の額の決定及び和解の件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第88号、損害賠償の額の決定及び和解の件について、起立により採決します。本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第89号、岬町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定する件について討論を行います。

討論ございませんか。

中原議員、賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 どうぞ。

○中原 晶議員 岬町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定する件について反対の立場で討論に参加します。

本条例の制定は、いわゆるマイナンバー制度を具体化するものであり、住民にとっては大きく利益を損なうものにつながることから反対するものであります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで討論を終わります。

これより議案第89号、岬町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定する件について、起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第90号、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する件について討論を行います。

討論ございませんか。

中原議員、反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 どうぞ。

○中原 晶議員 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する件について、反対の立場から討論いたします。

本件は、いわゆる年金の一元化によるもので、消防団においては高度な災害に至っては率を上げるといった適切な措置が含まれております。

しかしながら、現行の共済年金を厚生年金に一元化することによる不利益が多く発生することから賛同できないと考えるものであります。

共済年金の掛金が増額されることや従前までの職域部分が廃止されることなどにより、共済年金加入者の不利益につながると考えるものであります。

職員組合とは協議の上、合意が得られたと聞き及んでおりますが、公務労働という特殊な任務を担っている公務員の将来の安心が保障されないことは全体の奉仕者として住民の利益のために働くことを阻害することにつながります。

年金の抱える問題は、低年金、無年金など単純ではありません。年金制度に不公平があるとの声がありますが、それに応えるためにも早急な年金の底上げが必要であり、今回の一元化は抜本的な対策とはなり得ません。

以上の理由から、賛同できないと考えるものであります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第90号、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する件について、起立により採決します。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第91号、岬町税条例等の一部を改正する件について討論を行います。

討論ございませんか。

中原議員、反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、中原議員、どうぞ。

○中原 晶議員 岬町税条例等の一部を改正する件について、賛同する立場から討論に参加いたします。

このたびの提案は、来年度からの固定資産税の課税率を0.1%引き下げるというもので、住民的には歓迎されることであり、賛同するものであります。

地方税法の一部改定を受けての条例改定の提案も含まれておりますが、実際の税の徴収については現行と何ら変わらないと聞き及んでおりますので、引き続き丁寧な運用を心がけていただくようにあわせて要望しておきたいと思っております。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第91号、岬町税条例等の一部を改正する件について、起立により採決をいたします。本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第92号、岬町立保育所条例の一部を改正する件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第92号、岬町立保育所条例の一部を改正する件について、起立により採決します。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第92号は可決されました。

続いて、議案第93号、岬町国民健康保険条例及び岬町介護保険条例の一部を改正する件について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第93号、岬町国民健康保険条例及び岬町介護保険条例の一部を改正する件について、起立により採決をいたします。本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第94号、岬町営住宅条例の一部を改正する件について討論を行います。

討論ございませんか。

竹原議員、賛成ですか、反対ですか。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 それでは、竹原議員、どうぞ。

○竹原伸晃議員 この件に関しましても、事業委員会でねっていただきました。

大きな観点から考えますと、子育て世代が岬町に来ていただくための施策の一部かな、そのために町長の英断をいただきまして町営住宅に他の市町から来てもらうためのものだと理解いたしましたので賛成させていただきます。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第94号、岬町営住宅条例の一部を改正する件について、起立により採決します。本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件は全て議決されました。各委員長さん、委員の皆さん、本当にご苦労さまでした。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次の会議は、12月22日午前10時00分から会議を開きますのでご参集ください。

どうもご苦労さまでございました。

(午前11時35分 散会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成27年12月18日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 奥 野 学

議 員 出 口 実